

茨城県母子生活支援施設入退所事務取扱要領

第1 目的

この要領は、県内の母子生活支援施設の入退所に関する事務の取扱に関し、必要な事項を定める。

第2 入所の申込

児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第23条第2項の規定に基づき、県内の母子生活支援施設に入所を希望する者は、児童福祉法施行規則(昭和22年厚生省令第24号)第22条第2項及び児童福祉法施行細則(昭和23年茨城県規則第14号)第13条の2の規定に基づく母子生活支援施設入所申込書(様式第10号。以下「申込書」という。)に次に掲げる書類を添えて、県内及び他都道府県の市並びに特別区に居住する者にあつてはその市長又は区長、福祉事務所を管理する町村に居住する者にあつては町村長、福祉事務所を管理しない県内及び他都道府県の町村に居住する者にあつては、町村長を経由して現在地を管轄する福祉事務所長(以下「市長等」という。)に対し、申し込むものとする。

この場合において、母子生活支援施設の長は、当該保護者の依頼を受けて申込書の提出を代わって行うことができるものとする。

(申込書に添える書類)

- (1) 世帯員の戸籍謄本
- (2) 世帯員の健康診断書
- (3) 世帯員の病原性腸内細菌検査成績書

第3 入所要件等

市長等は、法第23条第2項の規定に基づく入所に当たっては、特に次の事項を考慮の上、入所の適正を期するものとする。

- (1) 乳幼児を多く抱えたもの
- (2) 経済的に困窮しているもの
- (3) 現在居住地をもっていないもの
- (4) 母子の福祉が著しく欠けているもの
- (5) DVの被害者であるもの

第4 入所の協議

市長等は、入所を希望する者又は母子生活支援施設の長から申込書(添付書類を含む。)が提出されたときは、第3に定める入所要件等を検討し、入所を必要とする場合は、入所申込通知書(様式第1号。以下「申込通知書」という。)に市長等の意見書を添えて、入所を希望する母子生活支援施設の長に協議するものとする。

第5 入所の承諾

母子生活支援施設の長は、市長等から第4に定める申込通知書を受理したときは、母子生活支援施設の母子室の余裕の有無等を検討し、入所を承諾した場合は、市長等に通知するものとする。

第6 入所の可否の決定

市長等は、母子生活支援施設の長から第5の規定に基づく通知を受けたときは、直ちに入所の可否を決定し、入所を承諾したときは、児童福祉台帳(様式第2号)を作成するとともに、本人に対して入所承諾書(様式3号。以下「承諾書」という。)を、当該母子生活支援施設の長及び茨城県知事(こども政策局青少年家庭課)に対し承諾書の写しを送付するものとする。

また、市長等は、入所が認められないと判断した場合は、入所を希望した者に、入所が認められない旨及びその理由等を母子生活支援施設入所不承諾通知書(様式第4号)により通知するものとする。

第7 入所者の受入

母子生活支援施設の長は、市長等から承諾書を受領したときは、申込者と連絡のうえ受け入れについて万全を期すとともに、入所後、速やかに市長等に対し入所通知書(様式第5号)により入所した旨を通知するものとする。

第8 入所の解除

母子生活支援施設に入所している者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、市長等は入所を解除することができる。

- (1) 児童の福祉に欠ける事情が消滅したと認められるとき
- (2) 暴力被害の恐れがなく、自立可能と認められるとき
- (3) 保護及び自立促進のため生活支援を受けている者が、素行不良等施設内の秩序を乱すと認められるとき

市長等は、入所を解除しようとするときは、本人に対し母子保護実施解除通知書(様式第6号。以下「解除通知書」という。)を、母子生活支援施設の長に対し解除通知書の写しを送付するものとする。

第9 退所の通知

母子生活支援施設の長は、第8の規定に基づき市長等から入所の解除を受けたときは、直ちに当該世帯を退所させるとともに、退所通知書(様式第7号)を市長等に送付する。

第10 母子の移管

市長等は、市町村合併等により母子生活支援施設に入所している母子を移管する場合は、移管後の市長等に対し入所者移管通知書(様式第8号)に関係書類を添付して、事前に通知するものとする。また、移管を受けた市長等は、入所委託変更通知書(様式第9号)を母子生活支援施設の長あてに送付するものとする。

第11 入所者の階層認定

市長等は、母子生活支援施設に入所を行った場合、直ちに扶養義務者状況調査票(児童福祉施設等費用徴収事務取扱要領(平成27年12月28日子家第1232号保健福祉部長通知)(様式第1号)を徴するとともに、税関係情報等について情報提供ネットワークシステムで確認(入所した者の同意が得られない場合にあっては、前年度分の所得納税証明書又は源泉徴収票、当該年度分の市町村民税若しくは課税証明書又は非課税証明書、生活保護証明書等を徴するも

のとする。)の上、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発見第86号)に基づき、徴収基準額の階層認定を行い、基準額を徴収するものとする。

また、入所の翌年度以降は、毎年6月に徴収基準額の階層認定の手続きを行なうものとする。

第12 委任

この要領ら定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要領は、平成28年10月25日から施行する。
- 2 「茨城県母子生活支援施設入退所事務取扱要領(平成21年4月1日子家第1712号保健福祉部長通知)」は廃止する。

付 則

この要領は、平成29年9月30日から施行する。

茨城県母子生活支援施設入退所事務取扱要領細則

第1 目 的

この細則は、茨城県母子生活支援施設入退所事務取扱要領（平成28年10月25日第670号保健福祉部長通知。以下「要領」という。）第12の規定に基づき、母子生活支援施設入退所事務取扱の詳細に関し、必要な事項を定める。

第2 入所承諾書等の送付

市長等は、要領第6の規定に基づきラク・ハイツに母子保護を実施した場合、入所承諾書の写し及び児童福祉台帳の写しを県央福祉事務所に送付するものとする。

第3 入所通知書（写し）の送付

ラク・ハイツ施設長は、要領第7の規定に基づき市長等に入所通知書を送付した場合、その写しを県央福祉事務所に送付するものとする。

第4 退所通知書（写し）の送付

ラク・ハイツ施設長は、要領第9の規定に基づき市長等に退所通知書を送付した場合、その写しを県央福祉事務所に送付するものとする。

第5 扶養義務者状況調査票等の送付

市長等は、要領第6の規定に基づきラク・ハイツに母子保護を実施した場合、要領第11に定める扶養義務者状況調査票及び税関係情報等を県央福祉事務所に送付するものとする。

付 則

この細則は、平成28年10月25日から施行する。

付 則

この細則は、平成29年9月30日から施行する。